

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の一部改正について（通知）

令和 6 年度介護報酬改定における経過措置の終了等に伴い、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等を下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、令和 7 年 4 月 1 日以降適用の体制等届出から、本通知により届出を行ってくださるようお願いいたします。

記

1 主な改正事項

- ・訪問系サービスにおける「業務継続計画未実施減算」の適用
- ・（看）小規模多機能型居宅介護（予防・短期含む）における「身体拘束未実施減算」の適用
- ・居住系サービスの予防・短期利用等における「身体拘束未実施減算」の適用
- ・地域密着型サービスにおける「介護職員等処遇改善加算」の区分変更
- ・居宅介護支援事業所における「特定事業所加算」の届出書（別紙36）の一部修正

2 改正後の様式等

- (1) （別紙 1 - 3）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別添 1 のとおり）
- (2) 地域密着型サービス事業所用添付書類一覧表（別添 2 のとおり）
- (3) （別紙36）特定事業所加算の届出書（別添 3 のとおり）

3 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 提出期限

令和 7 年 4 月 15 日（火）までに、国電子申請届出システム（以下、国システム）で提出

※国システムの体制が整っていない場合は、従来どおりメール等による提出でも可。

5 その他

- ・今回新たに「業務継続計画の有無」「身体拘束廃止取組の有無」の項目が追加になったサービスについて、**届出がない場合は「減算型」とみなされますので必ず御確認ください。**
- ・現在「処遇改善加算Ⅴ」を算定している場合は、区分を変更のうえ届出が必要です。
- ・今回の変更該当しない場合は、体制届の提出は不要です。
- ・居宅介護支援及び介護予防支援における「業務継続計画未実施減算」について、今回の届出は不要ですが、令和 7 年 4 月 1 日から適応されますので、適切に御対応ください。

担 当：福祉保健部介護保険課
介護事業推進係
電 話：0258-39-2245（直通）
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp